

2024年5月23日

各位

会社名 ウェルビー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大田 誠  
(コード: 6556 東証プライム市場)  
問合先 管理本部経理財務部長 阿達 武信  
(TEL. 03-6268-9542)

## 株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年4月17日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2024年4月17日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年5月23日から2024年6月10日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年6月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 併合する株式の種類  
普通株式
- ② 併合比率  
当社株式について、5,512,154株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数  
27,560,766株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数  
27,560,771株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額  
本株式併合により、PTCJ-5 ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び当社の代表取締役社長である大田誠氏（以下「大田氏」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、当社株式が2024年6月11日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び大田氏のみとし、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、並びに当社において自己株式を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年6月12日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2024年2月9日から2024年3月26日まで実施した当社株式及び2022年5月25日付の取締役会決議に基づき発行された第4回新株予約権に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,089円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。

## 2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は2024年4月17日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は20株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び大田氏のみとなるため、定時株主総会の基準日に係る規定はその必要

性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2024年6月に開催を予定している定時株主総会においては、当該定時株主総会の開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

(4) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び大田氏のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 15 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

### 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会の開催日	2024年5月23日（木）
② 整理銘柄指定日	2024年5月23日（木）
③ 当社株式の最終売買日	2024年6月10日（月）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2024年6月11日（火）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2024年6月13日（木）（予定）

以上